

2025 年度 運輸安全報告書

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、輸送当社では、輸送の安全に関する基本的な方針を次の通り定めております。

①社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させます。

②当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan:Do:Check:Act）を確実に実施し、全社員一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

安全方針

- 1, 社内団結して輸送の安全を最優先にして行動します。
- 2, 法令や規則を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行します。
- 3, 常に輸送の安全確保に対する問題意識を持ち、継続的に見直し改善致します。

2. 輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況

	目標	達成状況
重大事故	0 件	0 件
人身事故	0 件	0 件
物損事故	0 件	0 件（前年 2 件）
車内事故	0 件	0 件
車両事故	0 件	0 件

引き続き事故 0 を目指します。

3. 事故に関する統計 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 0件

4. 輸送の安全の為に講じた措置及び講じようとする措置

(1)安全に関する会議の実施

代表取締役・取締役・管理職・乗務員の代表者による社内会議を開催し、情報の共有化を図り輸送の安全性の向上に努めてまいります。

(2) 輸送の安全に関する指導

ドライブレコーダー映像による乗務員個別の安全運転指導を実施致します。

(3) 輸送の安全に関する研修

運行管理者・整備管理者全員が講習に参加し、安全意識の向上に努めます。

(4) 運転適性診断の実施（一般診断・適齢診断・初任診断）

診断を受診し安全意識の向上に努めます。

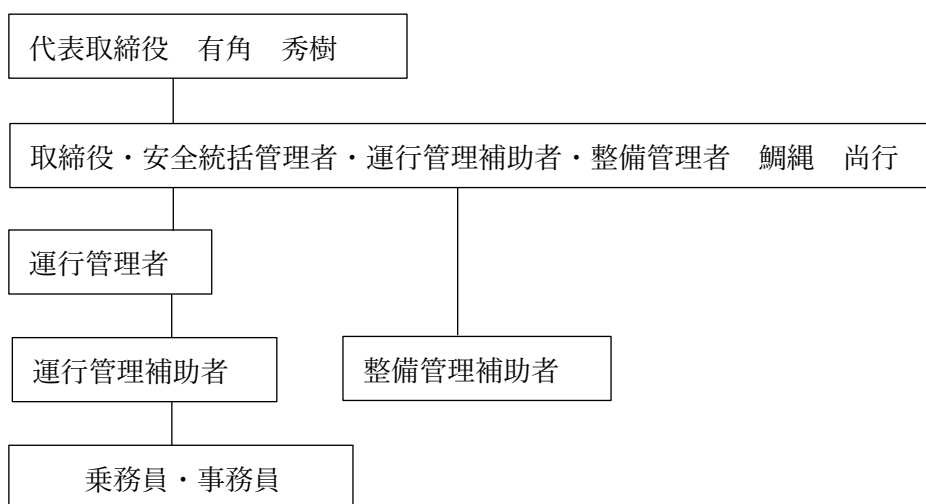
(5) ヒヤリハットの情報収集の報告を励行

ヒヤリハットの情報収集の報告を励行し、点呼時・教育時に全従業員へのフィードバックを行い、運転意識の向上に努めます。

(6) 輸送の安全に必要な設備投資

タイヤ（スタッドレス・夏タイヤ）交換、ヘッドライト・バッテリー交換、各種オーバーホール等を行い、安全装備への継続的投資を行います。

5. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制



6. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

< 乗務員 >

- (1) 乗務員年間教育計画を作成し、計画表に基づいた安全講習会を実施し輸送の安全の確保に向けた意識の向上を図ります。
- (2) 運転適性診断の実施（一般診断・適齢診断・初任診断）
診断結果を基に指導、教育を実施し、事故防止に取り組みます。
- (3) ドライブレコーダーの記録を用いた研修・個別指導・情報共有の実施
- (4) ヒヤリハットを利用した安全教育の実施
- (5) 健康診断（年1回）の受診後には、各乗務員の健康状態の把握と日常業務での健康確認や健康指導を実施致します。
- (6) 初任運転者に対する安全運転の実技指導（実例）

実施日程	研修ルート	添乗者による実技指導の具体的な内容	添乗者の指導歴
2025年6月30日	白馬村～安曇野市～白馬村	ギア、エンジンプレーキ、排気ブレーキの使用手法。	6年の指導歴を持つ添乗者
2025年7月1日	白馬村～長野市～上田市～安曇野市～白馬村	歩行者、バイク、自転車との事故の注意点。高速道路を走る時の注意点。	他社を含め20年以上のベテラン運転者による指導
2025年7月2日	白馬村～塩尻市～大町市～白馬村	ギアのスムーズなつなぎ方、加速と減速のタイミング。坂道発進など。	他社を含め20年以上のベテラン運転者による指導
2025年7月3日	白馬村～糸魚川市～白馬村	狭いトンネルの走り方。雪道走行時の注意点。	他社を含め20年以上のベテラン運転者による指導
2025年7月5日	白馬村～大町市～白馬村	全ての復習。バスの感覚を完全に理解する。乗り心地の配慮。	運行管理者（3年間）

< 運行管理者及び整備管理者 >

- (1) 2年に一度、国土交通大臣が認定した講習を受講

7. 輸送の安全に関する内部監査結果、措置内容

毎年10月～11月頃実施

輸送の安全に係る内部監査を実施し、安全に対する体制が整っているかの確認を安全統括管理者が行いました。結果を基に社内会議を行い、意見交換を実施致しました。安全対策を怠ると大きな事故につながる為、引き続き管理体制を強化し、無事故・無違反0件を目指すことを確認しました。

8. 安全管理規定 下記参照

9. 安全統括管理者 綱繩 尚行

安全管理規程

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規定」という。）は道路交通法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規定は、当社の乗合バス、及び貸切バス旅客事業に係わる業う活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 1. 社長は輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan・Do・Check・Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。
2. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じる。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達共有する。
5. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これ

を的確に実施する。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 前条の掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

(社長等の責務)

- 第七条
1. 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責務を有する。
 2. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等、必要な措置を講じる。
 3. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
 4. 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

- 第八条
1. 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。
 - (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
 2. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合や、重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

- 第九条
1. 取締役若しくは社内において輸送の安全に関して主たる役割を担う者のうち、旅客自動車運送事業運輸規則四十七条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
 2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになった時は、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時内部監査を行い、経営トップの報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (9) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見し

た場合においては、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え適切な対応を講じる。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

- 第十三条
1. 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。
 2. 事故災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
 3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
 4. 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

- 第十四条
- 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

- 第十五条
1. 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。
 2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

- 第十六条
1. 安全統括管理者から、事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全確保のために必要と認める場合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
 2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりもさらに高度な安全確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

- 第十七条
1. 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査およびそれを踏まえた措置内容については、毎年度外部に公表する。
 2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第十八条
1. 本規定は、業務の実態に応じ、定期的に適時適切に見直しを行う。
 2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
 3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日より施行する。